

田子町住民説明会次第

平成15年10月16日(木)
午後6時30分～
田子町中央公民館

- 1 開 会
- 2 青森県県境再生対策室長あいさつ
- 3 田子町長あいさつ
- 4 青森県県境再生対策室職員紹介
- 5 環境影響評価制度の概要等について
- 6 「田子町としてお尋ねしたい及び確認したい事項」に対する回答について
- 7 質 疑 応 答
- 8 閉 会

環境影響評価制度の概要

環境影響評価とは

環境影響評価(環境アセスメント)は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業について、事業者があらかじめ、事業の実施が環境に与える影響について調査・予測・評価を行い、環境保全対策を検討することにより、公害の発生や自然環境の破壊を未然に防止し、事業の内容を環境保全上より望ましいものにしていく仕組みです。

県では、平成9年4月1日から「青森県環境影響評価要綱」により行政指導として環境影響評価制度を実施してきましたが、平成12年6月23日から「青森県環境影響評価条例」が施行され、環境影響評価の実施が事業者の法的な義務になりました。

環境影響評価は、環境悪化を未然に防止し、持続可能な社会を構築していくために重要な役割を持っていますが、この役割が十分に果たされるためには、地域住民の方々が環境影響評価の手続に参加し、その意見を事業内容に反映させていくことが求められます。

環境影響評価の項目

環境影響評価は、次の項目について行われます。

1 生活環境の保全に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・大気環境 ……大気質、騒音、振動、悪臭、風害 ・水環境 ……水質、水底の底質、地下水、水象 ・土壌環境など ……地形・地質、地盤、土壌、日照障害、電波障害
2 自然環境の保全に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・陸生植物 ・陸生動物 ・水生生物 ・生態系
3 人と自然との豊かな触れ合いの確保や歴史的文化的遺産等への配慮に関する項目	<ul style="list-style-type: none"> ・景観 ・人と自然との触れ合いの活動の場(野外レクリエーション地) ・文化財
4 環境への負荷の量に関する項目陸生植物その他のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物 ・温室効果ガス

環境影響評価の手続

1 第2種事業の判定

第1種事業は必ず環境影響評価を行います。それより規模が小さい第2種事業は環境影響評価を行う必要があるかどうかを個別に判定します。

2 方法書の手続

事業者は環境影響評価を行う方法を記載した方法書を作成して公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることができます。

知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を聴いた上で、方法書について意見を述べます。

3 準備書の手続

住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は環境影響評価の方法を決定し、環境影響評価を実施した後、その結果をまとめた準備書を作成します。

事業者は準備書を公告・縦覧し、これについて環境保全上の意見を有する方は誰でも意見を述べることができます。

知事は、住民の方々の意見に配慮し、市町村の意見や専門家で構成する審査会の意見を聴き、必要に応じて公聴会を開催した上で、準備書について意見を述べます。

4 評価書の手続

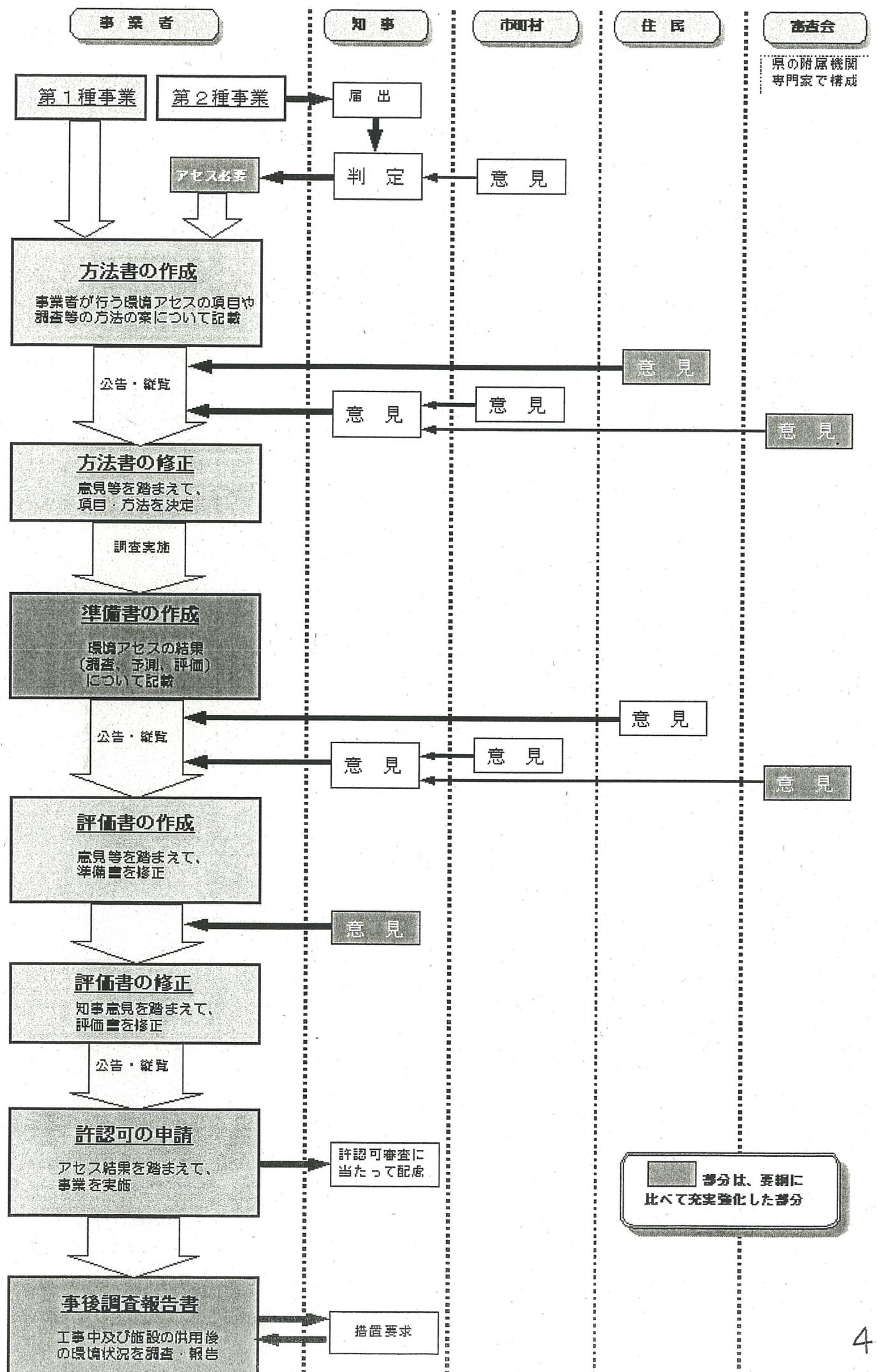
住民の方々や知事の意見を受けて、事業者は準備書の内容を再検討し、必要に応じ追加調査等を行い、準備書を修正して評価書を作成します。

知事は、評価書について意見を述べ、これを受けて事業者は評価書の内容を修正して最終的な評価書を作成し、公告・縦覧します。

5 事業実施の手続

事業の実施に当たって許認可等を行う場合は、評価書の内容に配慮することになっています。

また、工事中や施設の完成後に実際に環境へ与える影響が環境影響評価の結果のとおりになっているかどうかについて事後調査を行うことにしています。

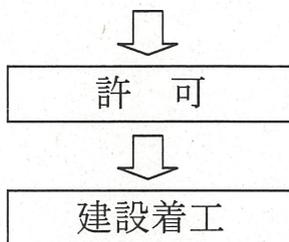


焼却施設設置及び処理業の許可手続

1 焼却施設設置許可

- (1) 許可申請書作成
 - ・ 設置に関する計画
 - ・ 維持管理に関する計画
 - ・ 災害防止計画
 - ・ 残さの処分方法
 - ・ 廃棄物の搬出入の時間、方法(添付書類)
 - ・ 生活環境影響調査書
 - ・ 設計計算書等
- (2) 告示・縦覧、関係市町村長からの意見聴取
- (3) 利害関係者の意見書の提出
- (4) 専門的知識を有する者からの意見聴取
- (5) 審査
 - ・ 国の定める技術上の基準への適合性
 - ・ 地域の生活環境の保全及び周辺施設への適正な配慮
 - ・ 施設の設置及び維持管理能力
 - ・ 欠格要件の有無

標準処理期間 90 日



2 処理業許可

- (1) 許可申請書作成
 - ・ 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力
 - ・ 施設の処理方式、構造及び設備の概要 等(添付書類)
 - ・ 事業計画の概要
 - ・ 施設の平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近見取り図
 - ・ 処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類等
- (2) 審査
 - ・ 国の定める基準の適合性
 - ・ 申請者の能力に係る基準の適合性

標準処理期間 30 日



『「県境不法投棄事案に係る青森県の原状回復方針及び現地
処理施設建設に対する県の考え方」について田子町として
お尋ねしたい及び確認したい事項』に対する回答

1 原状回復方針について

(1) 「原状回復については、馬淵川水系の環境保全を目的とし、汚染拡散の防
止を最優先することを基本方針として、」について

① 汚染拡散緊急防止対策として、仮設の浄化施設をいつ設置し、いつ稼働を始めるの
か、その具体的期日をお知らせ頂きたい。

(答) 国が産廃特措法に基づく基本方針を10月3日に示したことから、その内容をも
とに、県では実施計画の策定作業中です。このことから、施設の設置や稼働の具体
的な期日は未定です。しかしながら、周辺住民の方々の安全と安心感の確保のため
仮設浄化プラントは必要不可欠と考えており、年内に設置、稼働するための手続き
を進めています。また、表面遮水シートを中間処理場周辺に設置し、雨水と浸出水
を分離する排水工の工事も計画しています。

アクセス道路の整備よりも、汚染水の処理が緊急であるとのこと指摘ですが、汚染
拡散防止対策を実施するにあたり、仮設工事としての道路整備も重要と考えていま
す。その理由として、道路の整備は、表面遮水シート、排水工などの工事や廃棄物
の運搬に使用するため、両県で工事費を負担して行うものです。

県としては、仮設浄化プラントとアクセス道路の整備が、同時に着工できるよう
手続きを進めています。

電気設備につきましても、東北電力と協議中であり、今年のうち設置、稼働で
きるよう準備を進めております。

② バークを敷き詰めた排水路による簡易な浄化対策について、次の点をお知らせいた
だきたい。

i) 平成14年10月18日に設置した実験箇所でのこれまでのバークの交換回数
及びその実施日

(答) 仮設浄化施設は、バークによって浸出水から主として浮遊物質を除去するもので
あり、交換頻度は、これまでの実績から現地のバークの状態を目視して、その時期
を判断していくこととしています。現在使用しているバークについては、浄化効果
の低下したものを10月1日に交換しました。

実験箇所の10m区間については、浸出水が直接流入する区間であることから、
バークの汚れは著しいものとなっておりますが、実験箇所の下流側に40mの仮設

浄化施設を設置しており、この区間を含めた全体としては、パークの浄化効果は十分発揮されていると判断しています。実験箇所のパークの交換については、平成14年10月17日に設置後、平成14年11月27日と平成15年5月7日と平成15年10月1日にそれぞれ交換しています。

今後も、各仮設浄化施設の汚染状況により、パークの交換時期を判断し、迅速に対応していきます。

ii) 平成14年12月9日に着手した2箇所の排水路でのこれまでのパークの交換回数及びその実施日

(答) 仮設浄化施設として設置したパークは、中央池からの浸出水を浄化するための40m区間と、中間処理施設からの浸出水を浄化するための30m区間の2箇所に設置しています。パークは、平成14年12月24日に設置後、40m区間については、平成15年4月26日と平成15年10月2日に敷替えを行っています。30m区間については、中間処理施設からの浸出水が少なく、パークが汚れていないことから交換は行っておりません。

iii) 設置効果などを調査していればその成果がわかる調査結果

(答) パークの浄化効果については、信州大学工学部に研究を委託し、室内実験によりVOCに対する効果について、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、ベンゼンに対し有効な浄化能力が認められたとの報告がありました。

パークを用いた実験施設は、場内の浸出水から浮遊物質を低減させる目的で設置したものであり、浄化効果は目視による観察で確認してきていますが、10月中に水質検査を行い、その結果を公表します。

なお、ラグーン末端からの表流水については、年4回のモニタリング調査で水質検査を実施しており、排水基準を満足しています

(2) 「不法投棄現場が周辺の土壌環境と同等となるよう原状回復対策を早急に実施したいと考えております。」について

① 「不法投棄現場」にはラグーン及びその周辺も含まれている、という8月23日開催の住民説明会における青森県の見解に相違はないか。

(答) 不法投棄された産業廃棄物によって、ラグーン及びその周辺の土壌等が汚染されている場合は、原状回復対策を講ずるものです。

② 「周辺の土壌環境と同等」とは、文字どおり、田子町の集約した意見における「元の自然状態」と同じなのかどうか、あらためて青森県の見解を求めたい。

(答) 周辺の土壌環境と同等とは、土壌環境基準以下の状態を指すものであり、これを最終目標とすることは、合同検討委員会から提言として示されています。

(3) 「そのためには、廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本といたします。」について

① 「廃棄物及び汚染土壌」と併記していることは、廃棄物と汚染土壌は別のものであると理解してよいか。

(答) 汚染土壌とは、不法に投棄された廃棄物が原因で汚染された土壌をいいます。したがって、汚染土壌とは、不法投棄した廃棄物に覆土した土壌及び不法投棄以前から現場に存在する地山の土壌で、不法に投棄された廃棄物によって汚染された土壌のことです。覆土した土壌は、67万立方メートルに含まれていますが、廃棄物と混じり合っており、その量は特定できません。

地山の土壌については、これまでのボーリング調査結果では、1地点でのみ汚染が認められていますが、その量は算定できません。今後、撤去作業の過程等で汚染状況を確認していきますが、汚染された土壌は撤去を基本とします。

② 田子町の集約した意見において定義した「汚染土壌」とは、「不法に投棄された廃棄物によって汚染された土壌環境基準を超える土壌及び土壌環境基準を満たしても性状等から生活環境保全上支障の可能性のある土壌」のことをいうが、青森県の考え方がこれと一致するのか、あらためて見解を求めたい。

(答) 汚染土壌とは、土壌環境基準を超える土壌です。なお、町が定義している「土壌環境基準を満たしても性状等から生活環境保全上支障の可能性のある土壌」については、具体的にはどのような場合であるのか定かではありませんが、生活環境の保全上支障がある場合は、撤去を基本として対応します。

③ 「基本といたします」の基本とは何であって、基本以外は何なのかの青森県の見解を求めたい。

(答) 土壌環境基準を満たす汚泥や堆肥様物などの再利用については、再利用することが前提にあるのではなく、あくまでも廃棄物及び汚染土壌は全量撤去が基本であり、10年間の対策期間の中で、効果的な対策として再利用することが適当であるケースが生じた場合の可能性として、再利用について言及したものです。

なお、岩手県が再利用は不可能であり、全量を撤去する方針に変えたとの報道については、岩手県に確認したところ、これまでの考え方は変わらないものであり、汚染土壌については、撤去又は現地浄化することです。

(4) 「したがって、これまでの調査結果から推定されている約67万立方メートルが撤去の対象となるものです。」について

- ① 「約67万立方メートルが撤去の対象」としているが、これはこれまでの県が説明してきたことと矛盾し、67万立方メートルは不法投棄された廃棄物量であって汚染土壌は含まれていなかったはずであり、あらためて青森県の見解を求めたい。

(答) (3) ①のとおり

- ② 撤去の対象は、「約67万 m^3 の廃棄物、加えて廃棄物によって汚染された土壌等が」とするのが、これまでの説明の経緯からは自然であり、そう理解してよいか。

(答) これまでの調査結果からは、67万 m^3 以外に汚染土壌の量は確認されていないことからこのような表現としたところであり、これまで説明してきているとおり、撤去作業の過程で地山の土壌の汚染を確認することとしており、その結果によっては、67万 m^3 に汚染土壌の量が加算されることもあり得ると考えています。

- ③ ラグーン及びその周辺は事業場と一体の箇所であり、ここの土壌は、長年の不法投棄現場内の高濃度汚染地域からの浸出水等によって汚染が地下浸透していると考えられ、その汚染度合いの詳細は今後の調査によるが、撤去対象の「汚染土壌」となることを認識しているかどうか、あらためて青森県の見解を求めたい。

(答) ラグーンの池の底質の調査は平成14年度に実施しましたが、調査した結果、底質の環境基準は定められていないものの、土壌環境基準に準拠した場合、最上流の池で鉛が環境基準を若干超えています。そのほかの物質について、環境基準を超えたものはありませんでした。

今後の調査で、不法投棄現場からの浸出水等により、ラグーン及びその周辺の土壌（ラグーンの底質を含む）が環境基準を上回って汚染されていることが明らかとなった場合、汚染土壌として撤去することを基本といたします。

- ④ ラグーン及びその周辺の土壌の汚染調査及びラグーン末端で消散している表流水が地下浸透したあと周辺で沈殿・滞留しているのか・杉倉川まで流れ出ているのかを、水処理施設建設前に早急に調査され、その結果をお知らせ願いたい。

(答) 現在、調査方法について検討しており、調査は水処理施設建設前の今年10月下旬から着手することとしています。調査は、周辺の調査が可能な箇所から実施し、ラグーンについては、池の底が池の水を溜めておくための遮水機能を有していることから、この箇所の調査は、水処理施設や調整池の造成直前に、池の水抜きを行ってから実施する予定です。また、調査は町や住民の方の立ち会いを基に行うとともに

に、調査結果については公表します。

- ⑤ 水処理施設の建設に当たり、調整池建設予定地では掘り進むことによる相当量の捨て土の発生が予想されるが、これらの土壌を十分に調査の上、その結果と適正な土壌の処分の方法をお知らせ願いたい。また、同様に水処理施設本体の建設予定地の地下部についての土壌調査を行い、その結果をお知らせ願いたい。

(答) 水処理施設の建設に伴い、土地の造成、掘削を行うことにより、残土処理（捨て土）が予想されます。残土処理及び周辺土壌については、汚染土壌に関する調査を実施し、汚染土壌と確認されたものは、撤去することを基本といたします。また、汚染土壌以外の残土につきましては、原状回復対策協議会等で協議を行い、住民の方々の理解を得たうえで、再利用することも考えています。

調査は、町や住民の方の立ち会いを基に行うとともに、調査結果については公表します。

(5) 「なお、撤去に当たっては、その内容を十分に情報公開しながら、住民や学識経験者等で組織する「原状回復対策推進協議会」などにおいて、例えば、人の健康保護、生活環境保全上の目標値として国が定めた土壌環境基準を満たす汚泥は、一般的には埋め戻しや盛土材、土壌改良材や有機肥料としてリサイクルされている実状に鑑み、そのような汚泥や土壌環境基準を満たす堆肥様物など最終的に土壌に還元される性質のものなどについて、十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、現地で有効活用することも可能であると考えております。」について

- ① 新設された、県境再生対策室の報道監の職責及び分掌する業務の内容を詳細にお知らせ頂きたい。また、どの程度の頻度で現地及び田子町にお出でになり、かつ、何を情報公開していくのかもお知らせ頂きたい。

(答) 「県境再生対策室設置規程」における報道監の職責及び分掌する業務は、「広報及び情報公開に関する事項並びに特に命じられた事項を総括整理する」となっています。

原状回復対策は、実施計画に基づき実施されるものであり、その内容については、住民の理解を求めていくことが必要不可欠と認識していることから、住民説明会や原状回復対策推進協議会において、地元に対する十分な説明と意見交換を行うこととしています。そのために現地を訪れることになるほか、様々な調整を必要とすることが想定されることから、頻繁に出向くものと考えています。また、地元の理解が第一義であることから、事業の進捗状況や処理状況等に関する情報について、積極的に公開していくことにしています。

- ② 「原状回復対策推進協議会など」という「など」には、田子町の集約した意見で

いう新たな田子町の住民協議会が含まれていると解してよいか。

(答) 原状回復対策推進協議会は、関係する方々の意見を広く反映し、その場で様々な立場から総括的な協議が行えるよう、地域住民や町内の各種団体、学識経験者等、幅広い方面から、それぞれの代表の方に広く委員に就任いただいております。住民代表の方も多数委員となっています。

したがって、住民代表をはじめとする様々な立場の方々が一堂に会して、直接意見交換ができる当該協議会の場で協議していくことが最も適当であると考えていますが、その他に、国等の研究機関や学術団体などを想定しています。

③ 「土壤環境基準を満たす汚泥は、一般的には・・・リサイクルされている実状に鑑み、」とあるが、「一般的には」は理解できても、ここの現場は一般的などとはとても言えない特殊な、何で汚染されているのかわからない箇所であり、そのような一般的な例は通用・適用できないのではないか。

(答) これまでのボーリング調査によって、土壤環境基準を満たしていると推定されている廃棄物や、今後の撤去作業の過程で必要に応じて測定を行い、土壤環境基準を満たしている廃棄物で、その性状等から再利用が可能と考えられるものについては、その内容を十分に調査し、原状回復対策推進協議会などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、現地で再利用することを考えているものです。

④ 「土壤環境基準を満たす堆肥様物など最終的に土壤に還元される性質のもの」とあるが、土壤環境基準を満たしてもその性状等から生活環境保全上の支障の可能性がある廃棄物や土壤は撤去の対象とすることを重ねて確認したい。(それらを再利用の対象とすることは認められない。)

(答) 土壤環境基準を満たしても性状等から生活環境保全上支障の可能性がある土壤とは、具体的にはどのような場合であるのか不明ですが、生活環境の保全上支障がある場合は、撤去を基本として対応します。

なお、汚染されたものと渾然一体となっており、技術的に区分できないものについては、再利用の可能性はないと考えています。

⑤ 「住民の方々のコンセンサス」とあるが、「住民の方々」とは田子町の住民の他、影響を受ける周辺、例えば二戸市や下流域の住民を含むのか。また、「コンセンサス」とは「同意」と解してよいか。この場合、同意はどのような方法をもって得るのか。新たな田子町の住民協議会での同意はもとより、県の説明会における住民の総意など、住民全ての疑念が晴れ同意があった場合と考えてよいか。

(答) 再利用については、地域住民や町内の各種団体、学識経験者等の代表者で組織さ

れている原状回復対策推進協議会などにおいて十分説明をし、その有効な再利用の
方途について検討していただき、住民の方々のコンセンサスが得られる場合には、
現地で再利用することも可能であると考えています。この協議会には、二戸市から
二戸市長及び住民代表、下流域の地元団体として、馬淵川流域の関係12市町村や
農林漁業関係団体、八戸圏域水道企業団など計44団体で組織する「八戸地域県境
不法投棄問題対策連絡会」からも委員に就任いただいているところです。

この協議会の中で再利用について協議し、協議会として再利用して良いとの意見
がまとめれば、コンセンサスが得られたともとの判断されるものと考えています。

- ⑥ 「再利用」・「現地で有効活用」とあるが、再利用とはどういうことか。何に活用
できるのか。

これまで、住民は一貫して全量撤去して頂きたいと要望してきたが、有効活用など
ということは言ったことがない。そして、再利用・有効活用については、これまでの
県の説明にもなかったことであり、県の考え方の詳細を十分に説明すべきである。

- 8月21日開催の県議会環境厚生常任委員会答弁では、現場を谷地形に戻す場合
に覆土材として使う旨が一例として示されているが、これは環境再生を視野に入れ
たときのあくまでも撤去後の話である。撤去終了まで、その有効活用が可能と考
えるものを、いったい一時的にもどこに分別して保管しておくこととなるのか。

- (答) 再利用については、今後、原状回復対策推進協議会などで十分に協議し、住民の
理解を得ることとしています。その結果として再利用するものの種類や再利用の方
法等の具体的な内容が明らかとなるものと考えており、決定しているものではありませんが、現時点で考えられるものとしては、例えば、土壌環境基準を満たす汚泥
や堆肥様物など最終的に土壌に還元される性質のものについて、現場の覆土材など
として再利用することが想定されます。また、再利用するものを一時保管する場所
については、その量などが未定であることから現時点では確定できませんが、再利
用までの間、現場内の二次汚染の恐れのない場所を選定し、仮置きすることを考
えています。

(6) 「このような原状回復対策によって、流域の方々が安心、安全に暮らしていけ
るものと確信しております」について

- ① 「廃棄物及び汚染土壌は全量撤去を基本」とすることで、田子町以外の流域の方々
は納得するのかもしれないが、田子町としては「基本」の真意が明確にならない限り
納得のいくものとはならない。あらためて「基本」とした理由を尋ねたい。
- ② 「約67万³の廃棄物、加えて廃棄物によって汚染された土壌等を完全に撤去し
ます。」と青森県が明言すれば、初めて田子町の住民が将来に亘って安心、安全に将
来暮らしていけるものであり、ご再考願いたい。

(答) (3) ③のとおり

(7) 「現場は県境に跨っておりますが、一体のものとして対応していく必要があると考えており、岩手県とも十分に連携して対応してまいります。」について

- 8月21日開催の県議会環境厚生常任委員会で岩手県との信頼関係がないとの指摘があるように、合同検討委員会や技術部会での議論がいわば途中で終了し、その後は両県別々の協議会を立ち上げそれぞれに原状回復対策を講じようとしていることに懸念がある。
- 特に、岩手県側の廃棄物の分布から、それらによって汚染された地下水や表流水のほとんどは、回り回って全て田子町の飯豊境沢（通称倉の沢）に流れ出してくることから、当然岩手県と青森県が遮水壁を同一のレベルで建設すべきで、田子町民としても岩手県に今後訴えていくが、青森県も田子町と連携してこの実現に努力して頂きたい。
- 合同検討委員会方針では「西側と東側では種類、量、有害性等が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとし」としているが、その前提となる廃棄物の量・種類等について、岩手県の調査により、この7月にその量が約1.8倍、特管相当廃棄物は約4.8倍となった時点で大きく変化しており、現場の特性に大きな違いは無くなったと認識している。（特にAB地区下流の谷地形や敷地境界観測井戸での汚染拡散の兆候等）
- これらのことから、青森県の考え方、すなわち、遮水壁など汚染拡散防止対策を講じてからの撤去の実施と、岩手県の言う撤去することで汚染の拡散を防止し必要に応じて鋼矢板を打ち込んで遮水すること、このどちらが技術的に正しく望ましいのかの検討を、直ちに両県合同で行うべきである。
- さらに、現場の特性に大きな違いが無くなったことから、県境に遮水壁を設置する青森県の計画について、この部分は見直しが必要で、現場全体の周囲を遮水壁で囲む必要があるのではないのか。
- 青森県と岩手県との8月22日の会談では、岩手県の担当部長が「流域の住民には迷惑はかけない、安心して欲しい」と発言した旨の新聞報道がなされているが、言葉だけでは安心できるものではない。技術的な裏付けも必要と考えている。
- このため、両県で設置した協議会を合同で開催し、その是非について議論し、結論を実施計画策定前に出すべきと考えている。岩手県側で汚染拡散が始まったら、田子町の死活問題となる。この点は、岩手県に申し入れ、技術的連携を取って万全の措置を講じていただきたい。

(答) 汚染拡散防止対策については、現場を一体のものとして両県が同じ認識に立って対策を講じることが重要であると考えており、去る9月5日には、札幌市において両県知事の会談が実施され、不法投棄現場内の汚染が周辺に拡散しないよう、安全を最優先する考え方で一致しています。

したがって、本県としては、万が一にも馬淵川水系に影響を及ぼすことがないように、岩手県に対して万全の汚染拡散防止対策を講ずることを求めるとともに、現場を一体のものとした両県の対策について、環境省を交えて岩手県と協議しているところです。また、必要に応じ、両県合同による協議会の開催も要請します。

(8) その他の事項

田子町の集約した意見で下記のように指摘しているように、10年間で不測の事態等によって計画通り達成できないこともあり得るが、その場合は、県の責任において継続的に最後まで実施することを確約して頂きたい。

○ 8月23日開催の住民説明会で、前田環境生活部長は「できる限り10年間でやりたい」とのお答えしかならず、仮のこととはいえ、質問に対して10年後のことには言及されずに終わっている。県の職員の方は、異動や退職で担当を離れることはあっても、住民は今後何十年もここに住む者ばかりである。

○ 汚染拡散防止対策として水処理施設と遮水壁の建設に4年を要することとなっているが、技術的検討の元に可能な限りこの期間を短縮できないのか。原状回復の本来の目的である廃棄物及び汚染土壌等撤去に要する期間を可能な限り確保できるよう検討して頂きたい。

(答) 原状回復対策については特措法による有利な支援制度を活用し、時限立法の期間内に対策を完了することとしています。万が一、不測の事態等によって10年間で事業が完了しなかった場合は、対策が完了するまで県が事業を継続します。

また、水処理施設と遮水壁の建設期間については、技術的観点から十分に検討をした結果から期間を設定したものであり、現在の技術では大幅な短縮は困難と考えていますが、1日も早く完成できるよう努めます。

なお、10年間で対策を完了させるためにも、水処理施設と遮水壁の建設期間中に、一時仮置き場と中間処理施設とに仮置きしている特別管理産業廃棄物約9万6千立方メートルの撤去を、並行して行うこととしているものです。

2 現地処理施設建設に対する県の考え方について

(2) 個別的に疑義のある事項

① 「特別措置法の期間内での実質稼働期間」について

処理施設実現まで5年半必要というのは、するつもりがないという姿勢から、言い訳をするために過度に長く見積もっているとしか考えられない。やる気が有れば(やらざるを得なくなれば)、県が事業主体で行うことから、アセスメントと設置及び処分業の許可は同時並行で進むことができる。長くても4年以下で可能ではないか。

さらに1日100トンの処理能力未満の施設の場合は、アセスメント条例の対象外であることから、小規模な施設を組み合わせればアセスメントの必要はないと考えられるが、県の見解はどうか(組み合わせの場合その距離が問題となろうが、どの程度距離を空ければ可能かをご検討のうえ明示して頂きたい)。

(答) 環境影響評価条例に基づく手続と、廃棄物処理法に基づく手続を同時に進めることは、制度上できません。同条例では、知事は事業に係る許認可等を行うに当たり、環境保全の見地から、環境影響評価書の内容について配慮しなければならない旨を定めています(同条例第33条)。また、廃棄物処理法に基づく施設の許可申請書には、生活環境影響調査書を添付しなければなりません(同法第15条第3項)。

このため、環境影響評価又は生活環境影響調査を許可申請に先行して実施する必要があります。すなわち、環境影響評価書又は環境保全調査結果を記載した書類が添付された申請書が提出されて、はじめて、許可申請の手続が開始されることとなります。対象となる処理能力未満に分割して整備するような場合でも、一連のものとして整備されるものであると判断される場合は、環境影響評価条例の対象となるものです。その判断は、事業計画や処理施設の規模、位置関係、処理する廃棄物の種類など具体的な事業諸元を総合的に勘案して行うこととなります。

② 「施設の規模、性能及びその費用」について

i) 汚染拡散防止対策後に撤去対象量57.4万 m^3 を6年で処理するとすれば、1日270トン(24時間稼働)の処理施設が必要であるが、特管相当廃棄物のみ(23.4万 m^3)を熔融施設での処理対象とすれば、1日100トン未満の処理能力の熔融施設でおおよそ対応可能となる(しかもアセスメントの対象外)。

その他、34万 m^3 については、今後技術的に最も良い処理方法(必ずしも全てが熔融などの同一の処理方法としなくてもいいはずである。)を検討できる余地がある。

ii) 敷地については、一日処理量100トンの処理能力施設で、50m×50m t(高さ10m)=0.25HAのわずかな敷地で可能な熔融炉もある。

iii) 建設費用は、75億円(1日処理量100トン)、発電機4億円(電気、水、重油備蓄施設等のインフラ整備費は不要)、合計80億円以下となる例もある(その他撤去費用2億円)。

処理費用概算は年間5億円で、6年間稼働し21万トン処理した場合の総経費は約111億円となり、トン当たりの処理費に換算すれば52,857円で、全量撤去した場合の県の概算費用(67万 m^3 =67万トンとした場合の処理費用が350億円としての平均値)52,239円とほぼ同額でできる。ただし、県の概算費用は平均値であり、特管相当物ならそれよりさらに高額となるはずで、これを考慮すれば相当有利となるはずである。さらに処理施設の建設費に廃棄物処理施設整備費補助(1/4)が得られれば、かなり有利になるのではないか。

iv) その他現地処理施設建設案での提案

田子町の集約した意見での現地の処理施設は、大型の溶融炉に限定したものではなく、現場の廃棄物及び汚染された土壌などについてはいろいろの処理方法があるはずである。

技術的には様々な会社が、特に名の通った大手の会社ばかりではなく、ベンチャー的企業がいろいろな技術的提案を持っているようであり、住民は、どのような方法が技術的に優れ、また、将来に向けて安心・安全な処理ができ、かつ、それがコスト的に県の試算する撤去し搬出して処分する費用と比べて効率的なものであるのかの検証を行って頂きたいと考えるものである。

このため、これらが住民の目に見える形で進めるためにも、また、撤去作業が本格化する4年後までに実現させるためにも、現場の一部(例えば、一時移し替えした部分や中間処理施設)を試行及び実証試験の場として区画を解放し、様々な会社実際にその廃棄物等をその会社ごとの提案方法に基づいて処理させることによる、いわばプロポーザル方式をとって、検討・検証していけばよいのではないか。

ただ、できない・しない等と、埒のあかない説明ばかりされても時間が無駄に過ぎるだけである。

通常の行政手法ではそのようなことは難しいのは重々承知だが、特殊ケースだからこそそのような事案が発生したのであり、その対処のためにはあらゆる手段やアイデアをもって実施されるべきである。

(答) 100t/日未満の処理施設を設置して処理する場合でも、インフラが必要となります。また、溶融炉で発生したスラグは全てが路盤材等に再利用できるとは限らないので、場合によっては、最終処分場の整備も必要となります。農畜産業を営む地域に処理施設や最終処分場を建設することに対する周辺住民の同意が得られるかについては、疑問のあるところです。なお、100t/日未満の処理施設は環境影響評価条例の対象外ですが、廃棄物処理法による生活環境影響調査を実施しなければならず、そのための所用の調査が必要となります。

民間企業による現地処理施設の建設については、県は否定するものではなく、企業が採算性やメリット、デメリットを勘案して、自らの判断で決定すべきものと考えています。

③-1 「現場外の既存処理業者活用による全量撤去の問題点への対応」について

県はこれまでの住民説明会等において、既存処理業者の実態を明言しておらず、これが住民の最も心配することと、不信を募っていることから、これらについて以下の点を明言されたい。入札するのでとかの言い訳ではなく、想定あるいは受入可能な処理業者の調査は当然行われているはずで、それをお答えしていただきたい。(以下の i から v まで)

これらをはっきりさせない限りは、町民の感情を逆撫でするばかりでなく、撤去するという言葉を疑わざるを得ない。また、現地処理施設による処理案を否定することはできないはずである。

- i) 特管相当廃棄物を処理できる県内の処理施設は八戸市及び青森市で2箇所としているが、そのおのおの1日処理能力。そして、そのうち、当該現場から搬出された廃棄物が継続的にその処理業者が保証して10年間受入処理できる1日処理能力

(答) 各々の処理能力は、青森市で約450トン/日、八戸市で約180トン/日です。1日に受入れ可能な能力は、約220トンとのことです。

- ii) その2業者の処理施設で、当該現場の廃棄物の特性をもっても確実に10年間で処理できるという担保

(答) 県としては、自区内処理を原則として処理することとしていますが、自区内で処理できない場合は県外の施設も視野に入れて、特別措置法の期間内で処理したいと考えています。

- iii) この2業者が何らかの都合・事故などにより受入困難となった場合の回避措置として、他県の業者の処理能力と受入可能な能力

(答) 県としては、自区内処理を原則として処理することとしておりますが、自区内で処理できない場合は県外の施設も視野に入れて検討しています。県外の施設については現在1業者を想定していますが、その処理能力は約480トン/日であり、受入可能な能力は約70トン/日とのことです。他に休止中の施設があり、この施設を稼働させれば500トン/日の処理能力が増加するとのことです。

- iv) 特管相当廃棄物以外の廃棄物(34万 m^3)の廃棄物の区分ごとの具体的中間及び最終処分方法(溶融、焼却、無処理で管理型最終処分場での最終処分など)及び県内で想定している処理委託先(場所)

(答) 廃棄物の区分ごとの中間処理(焼却、溶融)業者は、汚泥については10社程度、

燃えがらについては6社、RDF様物については2社、パーク堆肥については木くずとして処理することとなるので処理業者は相当数になります。

- v) これらに関連して、8月16日に措置命令で首都圏の排出会社が廃棄物を撤去した
ことについて、ごみ固形物は青森市の青森リニューアブル・エナジー・リサイクリン
グ株式会社で処分されているが、その運搬を行った業者名、運搬車両の種別と構造、
運搬ルート、熔融処理されたスラグなどの最終処分先（場所と業者名）及び処分に要
した1トン当たりの費用の明細（運搬費・中間処分費・最終処分費）をお知らせ頂き
たい。

(答)

- 1 運搬業者名
環境技術株式会社 【許可番号 0200060836】
(八戸市大字河原木字浜名谷地1番地1)
- 2 運搬車両の種別と構造
種別 10トンダンプ車(積載量9500kg)
構造 シート天蓋アオリ付
※ 当日は、被覆強化のため補助的にブルーシートを用いた。
- 3 運搬ルート
現場～県道181号～国道104号～国道4号～みちのく有料道路～国道4号
～国道7号(ハイパス)～中間処理場
- 4 熔融処理されたスラグなどの最終処分先(場所と業者名)
 - (1) 焼却・熔融後に生ずるスラグ
有価物として土木工事業者に売却され、路盤材等として利用されている。
なお、具体的な売却先及び売却費用については、営業上の理由から公表でき
ない旨の回答を青森リニューアブル・エナジー・リサイクリング(株)(青森RER)から受けて
いる。
 - (2) 焼却・熔融に伴う排ガスから生じる飛灰、中和灰等
処分業者名 八戸製錬株式会社 【許可番号 0221003873】
(東京都品川区大崎一丁目11番1号)
(処分施設所在地：八戸市大字河原木字浜名谷地76)
- 5 処分に要した1トン当たりの費用の明細
 - (1) 運搬費
田子町現場から青森市内中間処理場までの運搬費用
ごみ固形物 1t当たり13,500円(税抜き)
注) 10トン深ダンプ車により田子町から青森市内までごみ固形物を運搬した
場合の10トン深ダンプ車1台当たりの費用54,000円を、当日の撤去
予定数量約4トンで除して1トン当たりの費用が算出されており、撤去数量
の増減によっては単価が異なってくるものであること。
 - (2) 中間処理費

ごみ固形物 1 t 当たり 35,000 円 (税抜き)

注) 単発的な委託であること、土砂混じりであること等の点を考慮して設定した単価であること。

(3) 最終処分費 (八戸製錬株式会社への委託分)

営業上の理由から公表できない旨の回答を青森 R E R から受けている。

注1 このほか、ごみ固形物と燃え殻を合わせて撤去廃棄物の掘削費用 (現場においてバックホーによる作業を6時間実施することとした費用)として、95,000円 (税抜き) かかっている。

注2 廃棄物が撤去されたのは、8月16日ではなく、8月7日である。

③-2 「搬出大型車両の往来に伴う騒音・振動、交通事故の問題等」について

適切な対策でもって町民生活の安全確保ができるということは、当然、処分方法、処分量ごとに処理委託先が想定されている上での検討結果であろうことから、具体的な対応策について、委託先おのおのについて、次の点を明言されたい。

i) 撤去に伴う車両の予定通行ルート (想定される処理委託先毎に図示して頂きたい)

(答) 現在、環境省が定める基本方針に則した実施計画の策定作業を行っており、この実施計画について、環境省の同意を得た後に具体的な搬出先を決定することとしています。その際、搬出車両の分散化により、周辺住民の生活環境への影響ができるだけ少なくなるよう注意し検討します。

ii) 通行ルート毎の一日の通行見込み車両台数 (年度ごと) 及び田子町内での走行時間帯並びに通行に伴い影響が出る騒音・振動・粉塵 (泥を含む) 等の環境影響予測と評価

(答) 平成15年度から平成18年度までの4年間は、一時仮置き場と中間処理場にある堆肥様物約9万6千立方メートルを撤去する予定です。1年間の作業日数については、今のところ土曜日、日曜日及び祝日、冬期間の悪天候による不稼働日数を勘案して215日と想定しており、これに基づく通行量の見込みは、1日当たり平均片道11台、往復22台と考えられます。平成19年度からは本格的な撤去作業となりますが、対象となる廃棄物は、最大で約57万5千立方メートルになる予定であり、前述と同じ想定での通行量の見込みは、1日当たり片道45台、往復で90台と考えられます。

こうした撤去作業による交通量の増加への対応として、車両の分散化により、生活環境への影響ができるだけ少なくなるようにし、走行時間は、8時から17時までの間の通勤・通学に影響のある時間を除いた時間帯と考えています。また、走行速度を制限し、併せて現場に洗車場を設置することで、車両に付着した泥などを場外に出さないなど、沿線の環境に悪影響を及ぼさないように、適切な対策を講じて

いきたいと考えています。

なお、現場近傍の集落において、大気汚染に関する環境モニタリング調査を行い、撤去工事の通行車両による影響を把握し、適切な対策が速やかに実施できるようにしたいと考えています。

iii) 運搬車両の概要（種類及び一台当たりの運送能力）及び委託方法（廃棄物の処理と運搬を同一業者に委託するのか分離するのか）

(答) 廃棄物の運搬に当たっては、搬送中の環境汚染を引き起こさないよう、廃棄物の種類や形状により、専用の車両を用いて運搬することも必要と考えています。

液状のものはバキュームカーやダンパー車により吸引し、そのまま処分先へ運搬します。水分の多い廃棄物については、フレキシブルコンテナバック（フレコンバック）やドラム缶に詰め、漏液の拡散防止対策を施した車両を使用して運搬し、漏液による周辺への汚染拡散防止を図ります。揮発性の高い有害物質を含む廃棄物については、フレコンバックやドラム缶に密封して運搬するか、鋼製天蓋付の全密閉式の車両を使用して運搬し、大気汚染の防止を図ります。また、揮発性でないもの、水分が少ないもの、特管廃棄物に相当しない廃棄物については、通常の運搬車両を使用することになりますが、運搬の際は、廃棄物をフレコンバックに詰めるか、荷台をシートで覆うなどの対策を施し、運搬中の廃棄物の飛散防止及び降雨などによる浸出水の漏れを防ぎます。

なお、処理業者と運搬業者を同一にするか否かについては、総合的かつ慎重に判断する必要があることから、検討を重ねた上で決定したいと考えています。

iv) 土・日・休日及び冬期氷結期間（12月中旬～3月）にも運搬を予定しているか否か。冬季に運搬するとすれば、融雪剤による塩害について周辺農地及び沢水・河川への環境影響予測と評価

(答) 沿線の生活環境に与える影響を考慮し、土曜日、日曜日及び祝日の運搬作業は行わない考えです。12月中旬から3月までの間は、悪天候で作業に支障がある場合を除いては、平日に運搬作業を実施したいと考えています。また、運搬車両のスリップ事故防止等の観点から、融雪剤の使用が必要となる場合も想定されますが、融雪剤の種類も含めて十分に検討していきたいと考えています。

v) 通行ルートごとの国道・県道などの改良整備予定の有無と有る場合の具体的な改良整備計画

(答) 現在のところ、搬出車両の具体的な通行ルートは決定していませんが、国道104号は改良率が96パーセントとほぼ概成しているものの、田子町原地区において、急カーブ等の解消を図るため、視距改良の事業が進められています。

- vi) 車両の分散化とは、通行ルートを特定に偏らないで分散させることとしているが、i) ii) の予定通行ルート・推定車両通行台数を明言することでその具体的対応を示されたい。

(答) ③-2のi) ii) のとおり

- vii) 走行速度の制限とは法定の制限速度以下にすることか。机上では何とでも計画できるが、実態上実施不可能であり、また交通渋滞を引き起こすことともなるが、その見解

(答) 搬出車両の走行に当たり、運搬を担当する業者及び運転者には、市街地や人家が連なっている場所等においては極力減速して走行させるなど、交通安全の徹底を図ります。交通渋滞発生の可能性については、一般車量通行が集中する朝の通勤・通学の時間帯には搬出車両を運行させないことによって、かなり防ぐことができるものと考えていますが、仮に交通渋滞が頻発した場合は、車両運行を見直すなどの改善策を講じます。

- viii) 誘導員の配置は具体的にどこの場所に何人配置するのか。通行ルートごとに明示されたい。

(答) 現段階では、具体的には、県道道前浄法寺線と現場内へ通じる町道との分岐点に2名配置することが考えられますが、今後、具体的な通行ルートの策定と併せて、その他にも交通安全の確保の上で配置が必要な箇所について検討します。

- ix) 撤去作業に伴う騒音と振動が一番懸念される。静寂な地域であることを考慮した場合、騒音に係る環境基準としては最も厳しいAA地域類型を基準とするのか。また、環境基準が満たされない場合はどう対応されるのか。

(答) 搬出車両の通行に伴う騒音・振動については、住民の皆様の生活環境に関わる重要な問題であると認識しています。騒音に係る環境基準は地域の類型によって設定されており、県内では、都市計画法に基づく用途地域によって基準が定められています。A類型は、専ら住居の用に供される地域、B類型は、主として住居の用に供される地域、C類型は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域となっています。

お話のあった最も厳しいAA類型は、療養施設や福祉施設が集中した地域で、全国的に見ても仙台市の一部などごくわずかで、県内にはありません。

田子町の場合は、都市計画法に基づく用途地域が定められていないので、それに対応する基準がありませんが、自然的条件や住宅等の立地状況を勘案しながら対応します。

x) 撤去運搬は、県が実施主体で委託で行われると考えるが、交通事故など不測の事故が生じた場合の補償は、法的には委託された業者の責任となるとしても、それらについてはその補償交渉を含め県が受け皿となって誠実に行うことを、明言されたい。そうでなければ住民は安心できない。

(答) 搬出車両の通行に当たっては、警察等の協力を得ながら、搬出業者をはじめ関係各方面に対して交通安全指導の徹底を図る等交通事故発生ゼロを目指し、事故防止対策に取り組んでいきたいと考えています。万が一、交通事故が発生した場合、県が直接補償交渉等を行うことはできませんが、迅速かつ適切に進められるよう関係者と調整を図りながら、対処したいと考えています。

3 農林水産物の風評被害に対する県の考え方について

(1) この県の考え方では、風評被害対策には全くふれられておらず、風評被害との関連をどう県が考えているのか。原状回復対策実施中の風評被害対策の具体的な取り組み方針と予定する実施内容を明らかにして頂きたい。

(答) 田子町の農林水産業が安全・安心に営まれる環境づくりとして、風評被害の防止は重要であると認識しています。原状回復について、汚染拡散防止を最優先することを基本方針とし、そのため廃棄物及び汚染土壌の全量撤去を基本としたこと、更に今後原状回復作業の進捗状況などの情報を積極的に広報、情報公開をすることが、風評被害の防止に重要であると考えています。

具体的取り組みとしては、風評被害対策等の周辺対策を含めた諸対策を、県全体で総合的かつ計画的に推進するために、副知事を本部長とする「県境再生対策推進本部」を設置したところであり、関係する部局が連携しながら、それぞれの役割分担のもとで、風評被害の防止対策を検討していきます。また、にんにく、有機米、野菜等の安全性の証明に必要な有害物質の分析調査については、今後も継続していきます。

(2) 香川県豊島の不法投棄事件では、風評被害対策として香川県が30億円の基金造成と5億円の緊急融資枠を創設して、風評被害対策の1つとしている。この場合、漁業水揚げ高が年間約50億円弱の直島が対象となっているが、これを田子町に当てはめれば、田子町の農業産出額が60億円強（馬淵川流域全体では430億円）であることから、香川県の例からは相当額の基金でもって対処することも考えられるはずである。青森県では、田子町が被害の当事者となっている現実を鑑みた場合、このような基金造成による対策を講じる考えがあるのかないかをお尋ねしたい。

(答) 風評被害対策等の周辺対策を含めた諸対策を、県全体で総合的かつ計画的に推進するために、副知事を本部長とする「県境再生対策推進本部」を設置したところであり、関係する部局が連携しながら、それぞれの役割分担のもとで、風評被害の防

止対策を検討していきます。